

未設定の分につきましては設定よろしくお願いたします。

老人保健医療制度と福祉医療制度等の概要

(平成15年7月1日現在)

区分	国の制度		兵庫県単独事業					入院生活福祉給付金支給
	老人保健		福祉医療					
	老人医療	重度心身障害者医療	乳幼児医療	母子家庭等医療	高齢重度心身障害者医療			
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>75歳以上の者</li> <li>65~74歳で一定の障害のある者</li> <li>昭和7年9月30日までに出生した者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記以外の65歳以上69歳以下の者</li> </ul> <p>41 &gt; 老人 (1割, 2割) 42</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害程度が1級及び2級の身体障害者</li> <li>重度(療育手帳A判定)の知的障害者</li> </ul> <p>82 &gt; 人 83</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>義務教育就学前の乳幼児</li> </ul> <p>80 &gt; 人 81</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>18歳に達した年度の末までの児童、又は、20歳未満の高校在学中の児童を監護する母、又は、父、及びその児童</li> <li>遺児(年齢は同上)</li> </ul> <p>85</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人保健の受給者のうち、障害の程度が1級及び2級の身体障害者又は重度(療育手帳A判定)の知的障害者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重度心身障害者医療</li> <li>乳幼児医療</li> <li>母子家庭等医療</li> <li>高齢重度心身障害者医療の受給対象者</li> </ul>	
給付額	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人の疾病及び負傷について、その医療費の全額(一部負担金を除く)</li> </ul>	対象者の疾病及び負傷について、医療保険の給付が行われた場合、その自己負担額から一部負担金を控除した額					健康法の規定により一部負担額が支払われた場合において、その一部負担金相当額	<ul style="list-style-type: none"> <li>入院時食事療養費標準負担額が支払われた場合において、その相当額</li> </ul>
所得制限	無	市町村民税非課税者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当の所得制限を準用	0歳児は所得制限無 1歳児~有 児童手当法に基づく児童手当特例給付の所得制限を準用	児童扶養手当法に基づく所得制限を準用	重度心身障害者医療と同じ	左記各制度毎の所得制限と同じ	
一部負担金	定率1割負担(一定以上所得者は2割負担) ※ 限度額を超える額は、償還払い (外来限度額) 一般 12,000円/月 一定以上所得者 40,200円/月 低所得者 8,000円/月 (負担限度額) 一般 40,200円/月 一定以上所得者 72,300円+1% 低所得者 24,000円/月 低所得者 15,000円/月 ※ 入院は、負担限度額が医療機関毎の1か月の上限額 (特例) 特定疾病患者 1月10,000円を限度	無	無	(外来) 医療費の1割負担 ※窓口負担は5,000円まで。複数の医療機関で5,000円超は償還払い。 (入院) 無 ※ 経過措置として、平成10年7月1日から平成13年6月30日の間に出生した乳幼児については、3歳に達するまでの間は、外来の一部負担金は徴収しない。	無	無	無	
医療保険の加入要件	社会保険 本人 ○ 家族 ○ 国民健康保険 本人 ○ 家族 ○	○	○	○	○	○	○	
医療機関の窓口で提示するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療保険証</li> <li>健康手帳</li> <li>医療受給者証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療保険証</li> <li>医療受給者証</li> </ul>				(償還払い)	(償還払い)	